

# 一般社団法人新潟県建築士事務所協会指導委員会設置規程

平成10年 9月24日制定

平成11年 4月 1日改正

平成20年10月29日 //

平成25年 4月 1日 //

## (設置)

第1条 一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「本会」という。）は、建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る実施規程に基づく業務を行うため指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の業務)

第2条 委員会は、建築士法第27条の5の規定に基づき、建築主その他の関係者（以下「建築主等」という。）からの建築士事務所が行った業務に関する苦情について、その解決のための業務を行う。

2 委員会は、前項以外の苦情及び相談に応じるため、住宅アドバイザー部会を設置することができる。

3 会長は、前項の業務の一部を他の委員会に委嘱することができる。

## (委員の委嘱)

第3条 会長は、本会の会員のうちから委員会の業務に堪能な適任者を選任し、理事会の議を経て委員として委嘱するものとする。

2 会長は、弁護士その他の専門職及び学識経験者等で本会の会員でない有識者を選任し、理事会の議を経て特別委員として委嘱することができる。

## (特別委員の任務)

第4条 特別委員は、委員会の業務のうち委員会が委託する事柄につき、指導、助言するものとする。

## (委員会の構成)

第5条 委員会は、委員をもって構成し、定員は8人以内とする。ただし、会長は、理事会の議決を経て委員を増員することができる。

## (委員の任期)

第6条 委員及び特別委員の任期は、本会定款第26条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。

## (委員会の組織)

第7条 委員会には、委員長1人と副委員長2人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

## (委員会の招集)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

## (委員会の成立)

第9条 委員会は、委員会を構成する委員の過半数の出席をもって成立する。

## (委員会の報告)

第10条 委員長は、委員会の業務の結果を6ヶ月毎に理事会に報告するものとする。

## (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

## 附 則

この規程は、平成21年1月5日より施行する。

## 附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。